

【法令上の制限】

都市計画法

問 1

1. 工業専用地域は、工業の利便を増進するため定める地域であり、風致地区に隣接してはならない。
2. 都市計画事業においては、土地収用法における事業の認定の告示をもって、都市計画事業の認可又は承認の告示とみなしている。
3. 都市計画法第33条に規定する開発許可の基準のうち、「開発区域に設置しなければならない公園、緑地又は広場についての基準」については、主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為に対して適用される。
4. 都市計画法第33条に規定する開発許可の基準のうち、「開発許可の申請者の資力及び信用についての基準」については、主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為に対して適用される。

建築基準法

問 1

1. 容積率規制を適用する建築物は、前面道路の境界線又はその反対側の境界線からそれぞれ後退して壁面線が指定されている場合において、特定行政庁が一定の基準に適合すると認めた建築物については、当該前面道路の境界線又はその反対側の境界線は、それぞれ当該壁面線のあるものとみなす。
2. 建築協定の目的となっている建築物に関する基準が建築物の借主の権限に係る場合においては、その建築協定については、当該建築物の借主は、土地の所有者等とみなす。
3. 準防火地域内にある準耐火建築物の建蔽率については、都市計画において定められた建蔽率の数値に10分の1を加えた数値が限度となる。
4. 都市計画区域内において中古住宅を建て替える場合の建築物の敷地が幅員4 m以上の道路に2 m以上上面していれば、その道路が自動車専用道路であっても、その建築に制限を受けることはない。

A5サイズ